

青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第二十四条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第三百十四条の九第二項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第二十八条の二 〔略〕</p> <p>2 前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第二十四条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は</p> <p>_____ 当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し _____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する _____。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第二十八条の二 〔略〕</p>

改正後	改正前
<p><u>所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>第一項</u>又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第一項</u>又は法第三百十七条の三の二第一項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>第一項</u>及び<u>前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>5</u> 給与所得者は、<u>第一項</u>及び<u>第三項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第四項及び第五十六条第三項において同じ。）により提供すること</p>	<p><u>2</u> <u>前項</u>又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第三百十七条の三の二第一項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> <u>前二項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>4</u> 給与所得者は、<u>第一項</u>及び<u>第二項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第四項及び第五十六条第三項において同じ。）により提供すること</p>

改正後	改正前
<p>ができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第四項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u></p> <p>(個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>)</p> <p>第三十一条 個人の市民税は、第三十六条、第四十三条の二第一項、第四十三条の五又は第五十一条の規定により<u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第三十三条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u>（第四十三条第一項又は第四十三条の六第一項の規定により<u>徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額</u>）を前条第一項の納期（第四十三条第一項又は第四十三条の六第一項の規定により<u>徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期</u>）の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p>	<p>ができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u></p> <p>(個人の市民税の徴収の<u>方法</u>)</p> <p>第三十一条 個人の市民税は、第三十六条、第四十三条の二第一項、第四十三条の五又は第五十一条の規定によって<u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第三十三条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び<u>県民税額の合算額</u>（第四十三条第一項又は第四十三条の六第一項の規定によって<u>徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額</u>）を前条第一項の納期（第四十三条第一項又は第四十三条の六第一項の規定によって<u>徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期</u>）の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p>

改正後	改正前
<p>第三十六条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には_____、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第五項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には_____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第二十七条第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた</p>	<p>第三十六条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第二十七条第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた</p>

改正後	改正前
<p>い旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第八十三条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の十日（その支払を受けなくなった日が翌年の四月中である場合には、同月三十日）までに、第一項の規定により特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあった場合において、特別徴収の方法により 徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により 個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の</p>	<p>い旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第八十三条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の十日（その支払を受けなくなった日が翌年の四月中である場合には、同月三十日）までに、第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の</p>

改正後	改正前
<p>属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により<u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の一月一日から四月三十日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により<u>徴収する。</u></u></p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第三十八条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月十日までに、その徴収した月割額を施行規則第五号の十五様式若しくは<u>第五号の十五の二様式又は施行規則第二条の六の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により</u>納入しなければならない。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第四十三条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により<u>徴収されないこととなった場合には</u> _____、特別徴収の方法により<u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、</u></p>	<p>属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって<u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の一月一日から四月三十日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第三十八条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月十日までに、その徴収した月割額を施行規則第五号の十五様式 _____ 又は施行規則第二条の六の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>によって</u>納入しなければならない。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第四十三条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合<u>においては、特別徴収の方法によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、</p>

改正後	改正前
<p>その特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第三十二条第一項の納期がある場合には それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。</p> <p>2 法第三百二十一条の六第一項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもののみならず。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第四十三条の二 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第三百二十一条の七の二第一項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして</p>	<p>その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第三十二条第一項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第三百二十一条の六第一項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の規定によって</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 当該納税者の未納に係る徴収金に充当する</p> <p>_____。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第四十三条の二 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第三百二十一条の七の二第一項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして</p>

改正後	改正前
<p>次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には_____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第四十三条の五において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第三十六条第一項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第四十三条の五において同じ。)の二分の一に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。_____</p> <p>一 [略]</p> <p>二 特別徴収の方法により_____徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第三十二条第一項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により_____徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p>次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額_____</p> <p>_____の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第三十六条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第四十三条の五において同じ。)の二分の一に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。_____</p> <p>一 [略]</p> <p>二 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第三十二条第一項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>

改正後	改正前
<p>第四十三条の六 法第三百二十一条の七の七第一項又は第三項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により<u>徴収されないこと</u>となった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により<u>徴収されないこと</u>となった日以後において到来する第三十二条第一項の納期がある場合には<u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には</u><u>直ちに、普通徴収の方法により</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第三百二十一条の七の七第三項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により<u>徴収されないこと</u>となった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対</u></p>	<p>第四十三条の六 法第三百二十一条の七の七第一項又は第三項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第三十二条第一項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第三百二十一条の七の七第三項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第十七条の二の規定によって</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____ 当該特別徴収対</p>

改正後	改正前
<p>象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第四十四条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第三百二十一条の八第一項、第二項、第三十一項、第三十四項及び第三十五項の規定による申告書（第九項、第十項及び第十二項において「納税申告書」という。）を、同条第一項、第二項、第三十一項及び第三十五項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第三十四項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第一項後段及び第二項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第二十二号の四様式又は第二十二号の四の二様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2から4まで [略]</p> <p>5 法第三百二十一条の八第三十四項に規定する申告書（同条第三十三項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第一項、第二項又は第三十一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第七項第一号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年十四・六パーセント（申告書を提出した日（同条第三十五項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パ</p>	<p>象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する</p> <p>—。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第四十四条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第三百二十一条の八第一項、第二項、第三十一項、第三十四項及び第三十五項の規定による申告書（第九項、第十項及び第十二項において「納税申告書」という。）を、同条第一項、第二項、第三十一項及び第三十五項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第三十四項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第一項後段及び第二項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第二十二号の四様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2から4まで [略]</p> <p>5 法第三百二十一条の八第三十四項に規定する申告書（同条第三十三項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第一項、第二項又は第三十一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第七項第一号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年十四・六パーセント（申告書を提出した日（同条第三十五項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パ</p>

改正後	改正前
<p>一セント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第二十二号の四様式又は第二十二号の四の二様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6から16まで [略]</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第四十五条 法人の市民税の納税者は、法第三百二十一条の十二の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第二十二号の四様式又は第二十二号の四の二様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には____、その不足税額に法第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項の納期限(同条第三十五項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第一項又は第二項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第四項第一号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 [略]</p> <p>(固定資産税の税率)</p> <p>第六十九条 [略]</p> <p>2 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百三十八条第一項に規定する耐火</p>	<p>一セント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第二十二号の四様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6から16まで [略]</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第四十五条 法人の市民税の納税者は、法第三百二十一条の十二の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第二十二号の四様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項の納期限(同条第三十五項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第一項又は第二項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第四項第一号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 [略]</p> <p>(固定資産税の税率)</p> <p>第六十九条 [略]</p> <p>2 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百三十八条第一項に規定する耐火</p>

改正後	改正前
<p>建築物（<u>法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける部分を除く。</u>）に対して課する固定資産税の税率は、前項の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課することとなった年度から五年度分に限り、百分の一・〇七とする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第百六条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。） 年額 二千円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの 年額 二千円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの 年額 二千四百円</p> <p>ニ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するもの）<u>にあつては、その輪距のうち最大のものが〇・五メートル以下であるもの、</u> <u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規</u></p>	<p>建築物（<u>法附則第十六条</u> <u>の規定の適用を受ける部分を除く。</u>）に対して課する固定資産税の税率は、前項の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課することとなった年度から五年度分に限り、百分の一・〇七とする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第百六条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。） 年額 二千円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの 年額 二千円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの 年額 二千四百円</p> <p>ニ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するもの）<u>にあつては、その輪距のうち最大のものが〇・五メートル以下であるもの</u> <u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のもの</u> _____</p>

改正後	改正前
<p>定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が〇・〇ニリットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 三千七百円</p> <p>二及び三 〔略〕</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第二百一十一条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第一百九条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第三十四号の二様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式又は第三十四号の二の五の二様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第一百九条第三項に規定する書類及び次条第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2から4まで 〔略〕</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第一項又は第二</p>	<p>_____を除く。)で、総排気量が〇・〇ニリットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 三千七百円</p> <p>二及び三 〔略〕</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第二百一十一条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第一百九条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第三十四号の二様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式_____による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第一百九条第三項に規定する書類及び次条第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2から4まで 〔略〕</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第一項又は第二</p>

改正後	改正前
<p>項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第二百二十四条第二項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年十四・六パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第三十四号の二の五様式又は<u>第三十四号の二の五の二様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第二百二十四条 たばこ税の納税義務者は、法第四百八十一条、第四百八十三条又は第四百八十四条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第三十四号の二の五様式又は第三十四号の二の五の二様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（国民健康保険税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）</p> <p>第七十一条 〔略〕</p> <p>2から8まで 〔略〕</p> <p>9 第一項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等をいう。第七十九条の二及び<u>第八十四条第一項</u>において同じ。）</p>	<p>項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第二百二十四条第二項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年十四・六パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第三十四号の二の五様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第二百二十四条 たばこ税の納税義務者は、法第四百八十一条、第四百八十三条又は第四百八十四条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第三十四号の二の五様式_____</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（国民健康保険税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）</p> <p>第七十一条 〔略〕</p> <p>2から8まで 〔略〕</p> <p>9 第一項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等をいう。第七十九条の二及び<u>第八十四条_____</u>において同じ。）</p>

改正後	改正前
<p>となった場合には、当該特例対象被保険者等となった日を第一項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第百五十九条第一項の額を当該特例対象被保険者等となった者が当該世帯に属する特例対象被保険者等でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第百八十四条 〔略〕</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十七条の二第一項第一号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第十九条第三項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第十七条 平成十七年度から令和九年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第六条第四項に規定する場合において、第二十七条第一項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十八条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に</p>	<p>となった場合には、当該特例対象被保険者等となった日を第一項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第百五十九条第一項の額を当該特例対象被保険者等となった者が当該世帯に属する特例対象被保険者等でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第百八十四条 〔略〕</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十七条の二第一項第一号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であること</u>の事実を証明する書類 _____ の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第十七条 平成十七年度から令和六年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第六条第四項に規定する場合において、第二十七条第一項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十八条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に</p>

改正後	改正前
<p>関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ないと市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>（読替規定）</p> <p>第十九条 法附則第十五条から第十五条の三の二まで又は第六十三条_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十八条第八項中「又は第三百四十九条の三の四から第三百四十九条の五まで」とあるのは、「若しくは第三百四十九条の三の四から第三百四十九条の五まで又は附則第十五条から第十五条の三の二まで若しくは第六十三条_____」とする。</p> <p>（法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）</p> <p>第二十条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 法附則第十五条第二十一項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>4 法附則第十五条第二十二項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>5 法附則第十五条第二十二項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>6 法附則第十五条第二十二項第三号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>7 法附則第十五条第二十三項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>8 法附則第十五条第二十三項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>9 法附則第十五条第二十五項第一号イに規</p>	<p>関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ないと市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>（読替規定）</p> <p>第十九条 法附則第十五条から第十五条の三の二まで、第六十三条又は第六十四条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十八条第八項中「又は第三百四十九条の三の四から第三百四十九条の五まで」とあるのは、「若しくは第三百四十九条の三の四から第三百四十九条の五まで又は附則第十五条から第十五条の三の二まで、第六十三条若しくは第六十四条」とする。</p> <p>（法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）</p> <p>第二十条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 法附則第十五条第二十二項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>4 法附則第十五条第二十三項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>5 法附則第十五条第二十三項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>6 法附則第十五条第二十三項第三号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>7 法附則第十五条第二十四項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>8 法附則第十五条第二十四項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>9 法附則第十五条第二十六項第一号イに規</p>

改正後	改正前
<p>条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>2 2 <u>法附則第十五条第三十八項に規定する</u> 条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>2 3 [略]</p> <p>2 4 <u>法附則第十五条の九の三第一項に規定</u> <u>する条例で定める割合は、三分の一とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)</p> <p>第二十一条 [略]</p> <p>2から10まで [略]</p> <p>1 1 <u>法附則第十五条の九の三第一項に規定</u> <u>する特定マンションに係る区分所有に係る</u> <u>家屋について、同項の規定の適用を受けよ</u> <u>うとする者は、当該特定マンションに係る</u> <u>同項に規定する工事が完了した日から三月</u> <u>以内に、次に掲げる事項を記載した申告書</u> <u>に施行規則附則第七条第十六項各号に掲</u> <u>げる書類を添付して市長に提出しなければな</u> <u>らない。</u></p> <p>一 <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び</u> <u>個人番号又は法人番号(個人番号又は法</u> <u>人番号を有しない者にあつては、住所及</u> <u>び氏名又は名称)</u></p> <p>二 <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面</u> <u>積</u></p> <p>三 <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>四 <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>五 <u>当該工事が完了した日から三月を経過</u> <u>した後に申告書を提出する場合には、三</u> <u>月以内に提出することができなかつた理</u> <u>由</u></p>	<p>条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>2 2 <u>法附則第十五条第三十九項に規定する</u> 条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>2 3 [略]</p> <p>2 4 <u>法附則第六十四条に規定する条例で定</u> <u>める割合は、零とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)</p> <p>第二十一条 [略]</p> <p>2から10まで [略]</p>

改正後	改正前
<p><u>1.2</u> 法附則第十五条の十第一項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第七条第十七項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条又は附則第三条第一項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第十二条第十九項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>五 施行規則<u>附則第七条第十七項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>六 〔略〕</p> <p><u>1.3</u> 〔略〕</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p><u>第三十二条の二</u> 〔略〕</p>	<p><u>1.1</u> 法附則第十五条の十第一項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第七条第十三項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条又は附則第三条第一項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第十二条第十九項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>五 施行規則<u>附則第七条第十三項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>六 〔略〕</p> <p><u>1.2</u> 〔略〕</p> <p>（<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>）</p> <p><u>第三十二条の二 法第四百五十一条第一項第一号</u>（同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間（<u>附則第三十二条の六第三項</u>において「<u>特定期間</u>」という。）に行われたときに限り、<u>第三百三条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p><u>第三十二条の二の二</u> 〔略〕</p>

改正後	改正前
<p>2及び3 〔略〕</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>百分の三十五</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第三十二条の六 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第三十三条 〔略〕</p> <p>2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する<u>第百六条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p>	<p>2及び3 〔略〕</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>百分の十</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第三十二条の六 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第百五条の三（第二号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第三十三条 〔略〕</p> <p>2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第<u>百六条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和三年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p><u>3 法附則第三十条第三項第一号及び第二号に掲げる法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第百六条の規</u></p>

改正後	改正前																														
	<p>定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和二年四月一日から令和三年三月三 十一日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和三年度分の軽自動車税の種 別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="810 683 1353 922"> <tr> <td>第二号イ（２）</td> <td>三千九百円</td> <td>二千円</td> </tr> <tr> <td>第二号イ（３）</td> <td>六千九百円</td> <td>三千五百円</td> </tr> <tr> <td>（い）</td> <td>一万八百円</td> <td>五千四百円</td> </tr> <tr> <td>第二号イ（３）</td> <td>三千八百円</td> <td>千九百円</td> </tr> <tr> <td>（ii）</td> <td>五千円</td> <td>二千五百円</td> </tr> </table> <p>4 法附則第三十条第四項第一号及び第二号 に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上 のもの（前項の規定の適用を受けるものを 除く。）に対する第百六条の規定の適用に ついては、当該ガソリン軽自動車 が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には 令和三年度分の軽自動車税の種別割に限 り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="810 1444 1353 1684"> <tr> <td>第二号イ（２）</td> <td>三千九百円</td> <td>三千円</td> </tr> <tr> <td>第二号イ（３）</td> <td>六千九百円</td> <td>五千二百円</td> </tr> <tr> <td>（い）</td> <td>一万八百円</td> <td>八千円</td> </tr> <tr> <td>第二号イ（３）</td> <td>三千八百円</td> <td>二千九百円</td> </tr> <tr> <td>（ii）</td> <td>五千円</td> <td>三千八百円</td> </tr> </table> <p>5 法附則第三十条第二項第一号及び第二号 に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家 用の乗用のものに対する第百六条の規定の 適用については、当該軽自動車 が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には令</p>	第二号イ（２）	三千九百円	二千円	第二号イ（３）	六千九百円	三千五百円	（い）	一万八百円	五千四百円	第二号イ（３）	三千八百円	千九百円	（ii）	五千円	二千五百円	第二号イ（２）	三千九百円	三千円	第二号イ（３）	六千九百円	五千二百円	（い）	一万八百円	八千円	第二号イ（３）	三千八百円	二千九百円	（ii）	五千円	三千八百円
第二号イ（２）	三千九百円	二千円																													
第二号イ（３）	六千九百円	三千五百円																													
（い）	一万八百円	五千四百円																													
第二号イ（３）	三千八百円	千九百円																													
（ii）	五千円	二千五百円																													
第二号イ（２）	三千九百円	三千円																													
第二号イ（３）	六千九百円	五千二百円																													
（い）	一万八百円	八千円																													
第二号イ（３）	三千八百円	二千九百円																													
（ii）	五千円	三千八百円																													

改正後	改正前
<p>3 法附則第三十条第三項の規定の適用を受ける<u>三輪以上の法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）</u>（営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番</p>	<p><u>和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>6 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる<u>三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）</u>に対する第百六条の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第三十条第七項の規定の適用を受ける<u>三輪以上のガソリン軽自動車</u></p> <p>_____（営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分</p>

改正後	改正前
<p>号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>同条第二号イ（２）中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号イ（３）（い）中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。</u></p> <p>4 法附則第三十条第四項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第二号イ（２）中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号イ（３）（い）中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第三十四条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項</p>	<p>の軽自動車税の種別割に限り、<u>第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句_____とする。</u></p> <p>8 法附則第三十条第八項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分_____の軽自動車税の種別割に限り、<u>第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句_____とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第三十四条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第二項から第八項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項</p>

改正後	改正前
<p>の不足額に、これに<u>百分の三十五</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第三十七条 平成十七年度から<u>令和八年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>2 前項の規定は、平成十七年度から<u>令和八年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当すると</p>	<p>の不足額に、これに<u>百分の十</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第三十七条 平成十七年度から<u>令和五年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>2 前項の規定は、平成十七年度から<u>令和五年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当すると</p>

改正後	改正前
<p>きにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の二第十項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第四十九条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第七十九条</u>の<u>規定</u>の適用については、<u>同条第一項</u>中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によって計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の二第五項の配当所得等を有する場合における第六十</p>	<p>きにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の二第十項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第四十九条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第七十九条第一項</u>の<u>規定</u>の適用については、<u>同項</u>中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によって計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の二第五項の配当所得等を有する場合における第六十</p>

改正後	改正前
<p>条、<u>第百六十三条</u>、<u>第百六十六条</u>及び<u>第百七十九条</u>の _____ 規定の適用については、<u>第百六十条</u>第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式会社等に係る配当所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式会社等に係る配当所得等の金額」と、<u>第百七十九条</u>第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式会社等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における<u>第百六十条</u>、<u>第百六十三条</u>、<u>第百六十六条</u>及び<u>第百七十九条</u>の _____ 規定の適用については、<u>第百六十条</u>第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下</p>	<p>条、<u>第百六十三条</u>、<u>第百六十六条</u>及び<u>第百七十九条</u><u>第一項</u>の規定の適用については、<u>第百六十条</u>第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式会社等に係る配当所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式会社等に係る配当所得等の金額」と、<u>第百七十九条</u>第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式会社等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における<u>第百六十条</u>、<u>第百六十三条</u>、<u>第百六十六条</u>及び<u>第百七十九条</u><u>第一項</u>の規定の適用については、<u>第百六十条</u>第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下</p>

改正後	改正前
<p>この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十二条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二第五項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び第百七十九条の 規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得</p>	<p>この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十二条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二第五項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得</p>

改正後	改正前
<p>等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十三条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び第百七十九条の 規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十六条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の四第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び第百七十九条の 規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金</p>	<p>等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十三条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十六条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の四第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金</p>

改正後	改正前
<p>額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十八条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条及び第七十九条の 規定の適用については、第六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十九条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世</p>	<p>額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十八条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条及び第七十九条第一項の規定の適用については、第六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十九条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世</p>

改正後	改正前
<p>帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条及び第七十九条の _____ 規定の適用については、第六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第六十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第六十条、第六十三条、</p>	<p>帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条及び第七十九条第一項の規定の適用については、第六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第六十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第六十条、第六十三条、</p>

改正後	改正前
<p>第百六十六条及び第百七十九条の 規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第六十四条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号 _____）第五条第四項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義</p>	<p>第百六十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第六十四条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義</p>

改正後	改正前
<p>務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第六十条第四項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第三百十四条の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第二十二條の二の規定を適用する。</p>	<p>務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第六十条第四項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第三百十四条の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第二十二條の二の規定を適用する。</p>